

国民年金
厚生年金保険 時効特例給付支払手続用紙

(未支給年金用)

46 47

「太枠内の事項についてご記入ください。(記入方法については、裏面をご覧ください。)」

死亡された受給権者	基礎年金番号 ① および年金コード	基礎年金番号				年金コード					
	② 生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日			
	③ 氏名	(フリガナ) (氏)				(名)					
	④ 死亡された年月日	昭和	平成	令和	年	月	日				
支給を受けようとする方	⑤ 氏名	(フリガナ) (氏)				(名)					
	⑥ 個人番号										
	⑦ 続柄					⑧ 住所の郵便番号					
	⑨ 住所	(フリガナ)									
	⑩ 受取機関	1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		(フリガナ)		口座名義人 氏名		(氏)		(名)	
		2. ゆうちょ銀行(郵便局)									
		金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	銀行 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	預金種別	口座番号(左詰めで記入)	
	ゆうちょ銀行	支払局コード	貯金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			
		010160	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)							
	⑪ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。										
配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族					
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない					
⑫ 電話番号	— —			⑬ 提出日	令和	年	月	日			

⑭ 生計同一証明 令和 年 月 日

上記の者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

証明者 住所
氏名 支給を受けようとする方との関係 ()
電話番号 — —

【この用紙の記入方法】

1. 太枠の中の事項についてご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
2. ①の「基礎年金番号」および「年金コード」の欄には、お手持ちの年金証書に記載されている番号（10桁）およびコード（4桁）をご記入ください。
3. ②の「生年月日」および④の「死亡された年月日」の欄の年号は、該当する項目を○印で囲んでください。
 (例) 昭和12年4月5日生まれの場合

明治	大正	昭和	平成																
1	3	5	7	1	2	年	0	4	月	0	5	日							
4. ⑩の「受取機関」の欄は、この未支給年金の払渡しを受けることを希望する「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。
5. ⑪は、受給権者(旧船員保険の受給権者であった場合を除く。)が亡くなられた当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字(いる・いない)を○印で囲んでください。
6. ⑫の「電話番号」は、支給を受けようとする方の電話番号をご記入ください。

【この用紙に添えなければならない書類】

- ア. 死亡された受給権者と支給を受けようとする方の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書、戸籍の謄本もしくは抄本または法定相続情報一覧図（住民票でこれらに代えることはできません。）
- イ. 受給権者が死亡された当時、その者と生計を同じくしていたことを証する書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）
- ウ. 預貯金通帳（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）の写し（金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）で証明を受けた場合は不要です。）

※上記ア・イについては、以前の未支給年金請求時にこれらの書類を提出した場合は添付を省略することができます。

※上記イについて、「受給権者が死亡された当時、その者と生計を同じくしていたことを証する書類」がない場合は、⑭の「生計同一証明」の欄に、受給権者が死亡された当時支給を受けようとする方が受給権者と生計を同じくしていたことの証明を民生委員・町内会長・事業主・家主などの第三者から受けてください。また、()内には、証明される方と支給を受けようとする方との関係をご記入ください。

46		未 支 給 年 金 額																														
		基礎	+	・	-													上乘	+	・	-											
47		付加	+	・	-												独自	+	・	-												
		支給対象期間		自 (S・H・R)										一 至 (S・H・R)																		

